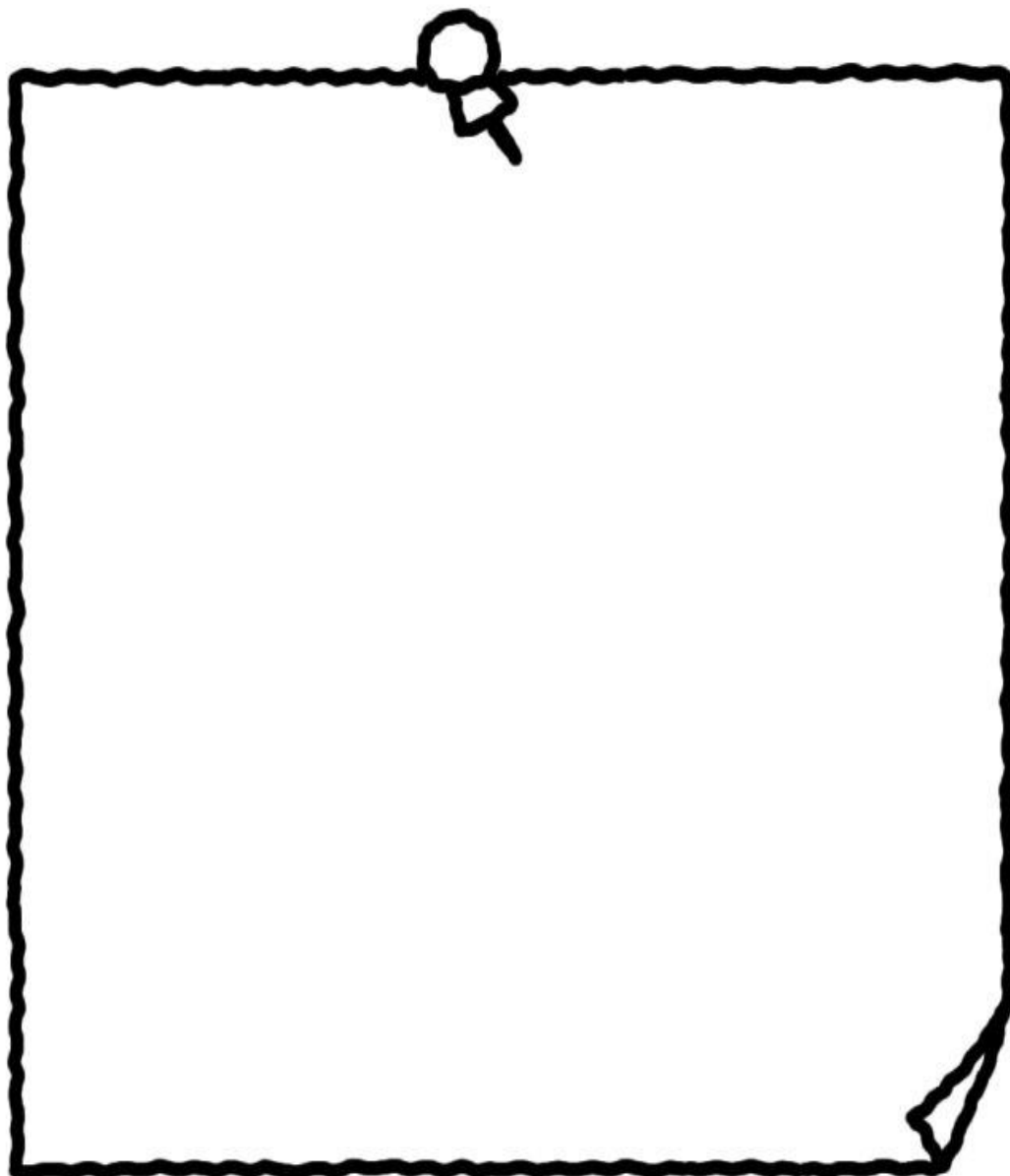


児童の福祉サービスのご案内



※メモにお使いください。

上小圏域障害者自立支援協議会 療育部会
(上田市・東御市・長和町・青木村)

I. 児童の福祉サービスについて（上小圏域）

福祉サービスは、お子様本人が力をつけるために、効果的な支援となるように計画的に実施することを目的としています。



福祉サービスとは・・・

サービスは「力」をつけるための支援です。「力」とは、表現したい・伝えたいことを伝えることができ、友達と関係が築けたり、本人が安定していられることや、生活に必要な動作が自分で出来るようになったりすることを想定します。

福祉サービスの利用では難しいこと

- ・ ご家族だけで過ごす時間や学校の授業中の時間に支援をすること。
- ・ 長時間(1日8時間を超えるサービス)及び頻度が高い支援、お子様に著しい疲労やストレスの負荷が想定される支援。
- ・ 低年齢のお子様へ夜間(18:00以降)のサービスを提供すること。
- ・ ご家族の役目を代替すること。
- ・ 家庭教師、習い事の先生等。
- ・ お子様の気持ちに寄り添っていない、またはお子様が希望していない支援。
- ・ 「力」をつけるための目標や計画がない、または不明確な支援。
- ・ 保育園や学校、病院への車での送迎。

以上を踏まえケア会議やサービス調整会議 ※1 の中でサービス利用の目標や計画などの調整・確認を行います。

福祉サービス利用上の注意

- ・福祉サービス利用の際は、『受給者証』など ※2 に記載されている内容を必ずご確認ください。
- ・緊急の場合、できる限りご相談に応じて調整をいたしますが、ご希望のサービスや福祉サービス提供事業所のご利用ができないこともあります。あらかじめご了承ください。
- ・福祉サービスをご利用されるお子様ご自身のご希望や思いに寄り添った支援内容や支援方法であり、おひとりおひとりに適した効果的な支援の提供であるために、随時支援内容及び支給量について見直しを行います。

※1 ケア会議、サービス調整会議

ケア会議は、サービスの具体的な利用が開始されるまでのお手伝いや調整をおこないます。

サービス調整会議は、福祉サービスの利用をはじめるにあたって、気持ちよくサービスを受けられるようにするために関係機関のスタッフが集まり応援の会議を行います。この際、会議にはお子様や親御さんにもご出席頂くこととなりますのでご了承下さい。

※2 『受給者証』など

福祉サービスの利用にあたって必要となるのが『受給者証』です。受給者証にはいくつかの種類があり、制度によって受給者証の種類が変わります。自立支援法にもとづく福祉サービスをご利用の場合と、地域生活支援事業にもとづくサービスをご利用の場合と、ご希望するサービスによっては複数の受給者証を取得する必要がありますのでご注意ください。

Ⅱ. 福祉サービスの利用までの手順

① 相 談

福祉サービスについて知りたいことやお困りごとについて、お住まいの市町村の福祉課窓口または上小圏域障害者総合支援センターへご相談ください。

※ご相談窓口については、7 ページに掲載しております。

② 事業所の見学

ご相談の内容に応じて、ご利用希望の事業所の見学をします。

※見学をする事業所との連絡調整は、お住まいの市町村の福祉課または上小圏域障害者総合支援センター、相談支援事業所の相談支援専門員が行います。

③ 申請手続き

福祉サービスをご利用する場合、必ずお住まいの市町村より発行される『受給者証』が必要になります。

申請手続きは、お住まいの市町村の福祉課の窓口にて行います。

※必要な持ち物等のご確認をお願いいたします。

④ サービス等利用計画（プラン）の作成

ご利用される福祉サービスによって、サービス等利用計画（プラン）の作成が必要になります。

※詳しくは、5 ページをご覧ください。

⑤ 受給者証の発行

利用（支給）決定された福祉サービスの種類・利用する期間や量、利用者の負担などが記された『福祉サービス受給者証』が、お住まいの市町村からご家庭に郵送されます。

⑥ 契 約

『受給者証』などがご自宅に届きましたら、利用をする事業所へ提出し、事業所との契約を行ってください。

⑦ 福祉サービス利用の開始

事業所との契約に基づき、福祉サービスの利用が開始となります。

◇利用している福祉サービスの内容や利用の頻度（支給量）の変更をしたい場合について

新たに別の福祉サービスをご利用したい時や、ご利用中の福祉サービスの支給量を増やしたいときは、事前に手続きが必要です。

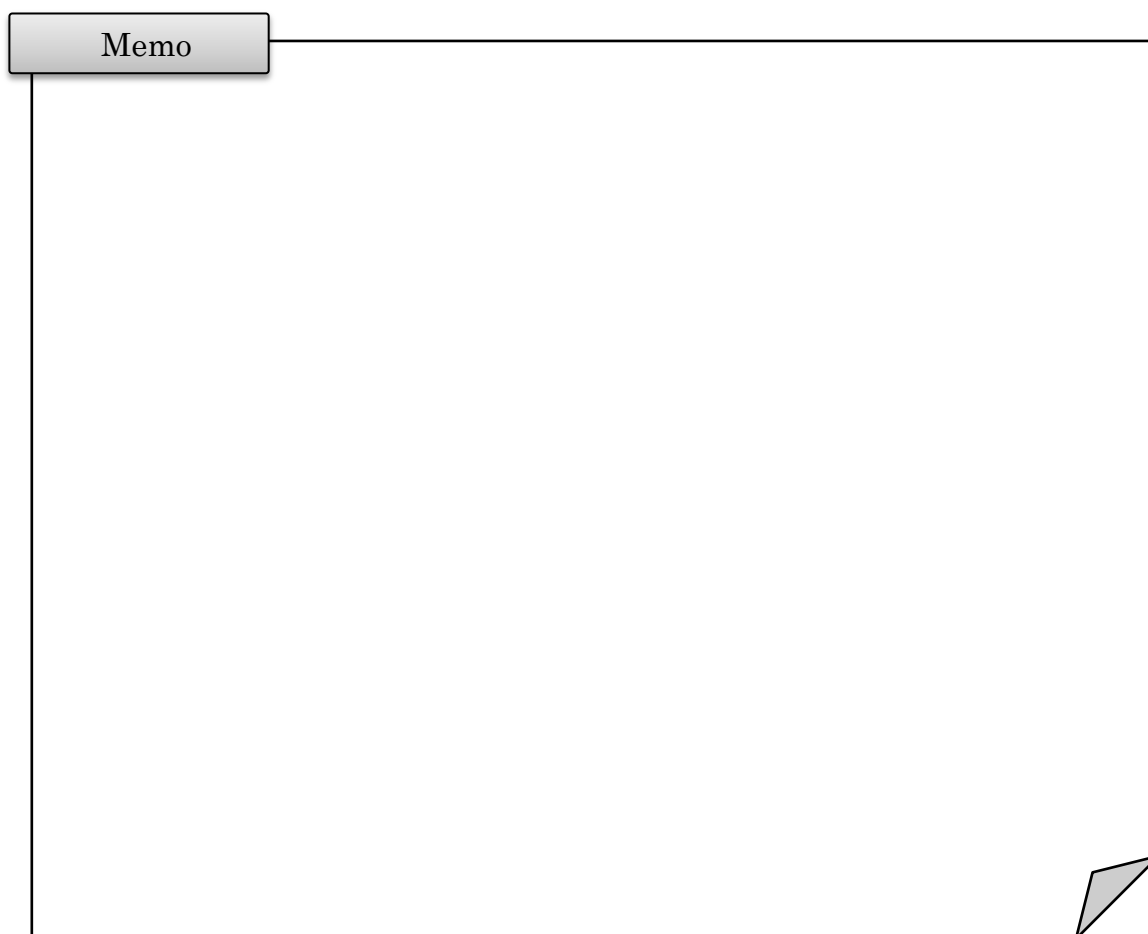
支給にあたり原則として、家族、学校、福祉サービス提供事業所、上小圏域障害者総合支援センター、行政関係者等でケア会議をもち、サービス利用の目的や計画などの調整・確認が必要になります。

◇サービスの更新について

支給期間終了後も引き続きサービスの需給を希望される方は、更新の手続きが必要になります。自動更新はされませんのでご注意ください。

※お問い合わせは、お住まい市町村の福祉課へ・・・。

Memo



Ⅲ. 福祉サービスの種類

児童福祉法のサービス ※3	障害者総合支援法の 主なサービス ※4	地域生活支援事業の 主なサービス
◇児童発達支援 ◇保育所等訪問支援 ◇放課後等デイサービス	◇居宅介護 (ホームヘルプ) ◇行動援護 ◇短期入所 (ショートステイ) ◇重度訪問介護 など	◇日中一時支援 ◇移動支援 など

※3、4 のサービスを利用する場合は、相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画が必要になります。

◇ 医療的ケアが必要なお子さんの福祉サービス利用等についてのご相談、お問い合わせは、受診されている病院の地域連携室またはお住まいの市町村の福祉課、上小圏域障害者総合支援センターにご連絡ください。

◇ 各福祉サービスについての詳細等は、お住まいの市町村の福祉課または上小圏域障害者総合支援センターにお問い合わせください。



IV. サービス利用に係る負担額について

- ・サービスの利用実績に応じて、利用者負担額を事業者・施設にお支払いください。
- ・利用者負担額は、受給者証に記載されている「利用者負担上限月額」または「利用者負担」が1ヶ月に負担する上限額となります。
- ・利用者負担上限額及び利用者負担は、世帯の市民税所得割額により設定されています。なお、世帯の年間収入の増減、関係法令の改正等により、利用者負担上限額及び利用者負担が増減する場合がありますのでご承知おきください。

事業名称	利用者負担上限および利用者負担		
	生活保護世帯 市民税非課税世帯	市民税課税世帯合計 (所得割)が28万円未満	市民税課税世帯合計 (所得割)が28万円以上
介護給付費	0 円	利用実績の10% 利用実績に応じて 月額上限 4,600 円	利用実績の10% 利用実績に応じて 月額上限 37,200 円
障害児通園支援	0 円	利用実績の10% 利用実績に応じて 月額上限 4,600 円	利用実績の10% 利用実績に応じて 月額上限 37,200 円
相談支援	0 円	0 円	0 円
地域生活支援	0 円	利用実績の5%	
タイムケア	事業所の契約に基づき負担額を定めています。		

V. 相談窓口一覧

	市町村	所 属 (名称)	電 話
行政 窓 口	上田市	上田市役所 障がい者支援課	0268-23-5158 (直)
		丸子地域自治センター 市民サービス課	0268-42-1118 (直)
		真田地域自治センター 市民サービス課	0268-72-2203
		武石地域自治センター 市民サービス課 (武石健康センター内)	0268-85-2067
	東御市	東御市役所 福祉課 福祉援護係	0268-64-8888 (代)
	長和町	長和町役場 町民福祉課 福祉係	0268-68-3111 (代)
	青木村	青木村役場 住民福祉課 住民福祉係	0268-49-0111 (代)
相談機関	上小圏域障害者総合支援センター (ウイング)	0268-28-5522	

※医療機関に関してはかかりつけ病院の『医療相談室』にお問い合わせください。

※平成 27 年 4 月から小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付が受けられるよう
になりました。各市町村の上記窓口にお問合せください。

